

神戸港における空コンテナ回送拠点誘致事業 補助金交付要綱

令和元年 7 月 17 日 副市長決定

令和 8 年 10 月 1 日 改正

この要綱は、「神戸港における空コンテナ回送拠点誘致事業」（以下「本事業」という。）に係る補助金について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

（目的）

第 1 条 この補助金は、神戸港における空コンテナの回送拠点の誘致を促進することにより、神戸港の港勢拡大を図ることを目的とする。

（対象者）

第 2 条 本事業の対象となる者は、外航コンテナ船社又はその日本代理店とする。

（対象事業）

第 3 条 補助金交付の対象となる事業は、ある港から別の港への空コンテナの回送を神戸港経由で行うものであって、国内港から神戸港への移入又は神戸港から国内港への移出を伴うものとする。

2 補助金の交付を受けるに当たっては、第 5 条に定める補助対象期間中に、前項に規定する空コンテナの回送を 200TEU 以上行うことを要する。

（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、提出された月報により確認した実績 TEU 数に 1 TEU 当たり 3,000 円を乗じて得た額（以下「算出額」という。）とし、1 事業者当たり 5,000 万円を限度とする。

2 前項の規定による各申請予定者の算出額の総額が当該年度の本事業に係る予算額を超えるときは、各申請予定者の実績 TEU 数に応じて予算額を按分し、当該按分額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。この場合において、補助金の額は、按分額と前項の限度額を比較し、いずれか低い額とする。

（補助対象期間）

第 5 条 補助対象期間は、空コンテナにおける神戸港での積み替え前（輸移入側）の船舶入港日を当該年度の 10 月 1 日以降、積み替え後（輸移出側）の船舶入港日を 2 月末日まで

とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、2月分の月報については、提出期限である2月末日時点において、積み替えの完了を確認でき、かつ当該月報に記載された実績に限り補助対象とする。

(エントリーシートの提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請予定者」という。）は、補助金エントリーシート（様式第1号）を当該年度の11月末日までに市長に提出しなければならない。

(月報の提出)

第7条 申請予定者は、補助事業の遂行の状況に関する月次報告（以下「月報」という。）として、コンテナ明細（様式第7号又はこれと同等の内容を記載した任意の様式）を対象月の翌月末日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、2月分の月報は、2月末日までに提出しなければならない。
- 3 市長は月報の内容を審査するため、補助対象となる空コンテナを神戸港経由で回送したことが確認できる書類の提出を申請予定者に求めるものとする。
- 4 申請予定者は、前項の資料の提出を求められたときは、速やかにこれを市長に提出しなければならない。

(交付予定額の通知)

第8条 市長は、前条により提出された月報を審査したうえで、第4条の規定に基づき算定した補助金の額を交付予定額として、補助金交付予定額通知書（様式第2号）により申請予定者に通知するものとする。

(交付申請)

第9条 前条の通知を受けて補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金規則第5条第1項に基づき、補助金交付申請書（様式第3号）を指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び交付額の確定)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、補助金規則第6条の規定による補助金の交付決定及び補助金規則第16条の規定による補助金の交付額の確定を行い、補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金規則第6条第3項に基づき補助金の交付が不適当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第 11 条 市長は、前条第 1 項の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）に、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 12 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 6 号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(関係書類の保存)

第 13 条 補助事業者は、補助事業の実施に係る関係書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は港湾局長が定める。

附則

この要綱は、令和元年 7 月 17 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。